

第六号

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部改正について

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県特別会計設置条例及び徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例

(徳島県特別会計設置条例の一部改正)

第一条 徳島県特別会計設置条例(昭和三十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の項を次のように改める。

徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金 特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業	一般会計繰入金、政府貸付金、貸付金の償還金及び附属諸収入	母子福祉資金貸付事業費、父子福祉資金貸付事業費、寡婦福祉資金貸付事業費その他の諸支出
--------------------------	----------------------------	------------------------------	--

(徳島県奨学金貸与条例の一部改正)

第二条 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正前の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計(以下「旧会計」という。)をもつて経理した母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る平成二十六年年度の歳入及び歳出は、同条の規定による改正後の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計(以下「新会計」という。)における同年度の歳入及び歳出とする。

3 この条例の施行の際旧会計に属する権利義務は、新会計に帰属するものとする。

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。